

# 公共事業再評価調書

整理番号 H30-13

担当部課名	県土整備部 河川砂防課	電話番号	017-734-9665
		E-MAIL	kasensabo@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input type="radio"/> 長期継続 ( 年) <input checked="" type="radio"/> 再評価後 (5 年) <input type="radio"/> その他 ( )
---------	---

## 1 事業概要

事業種別	海岸事業		事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ( )			
事業名	海岸侵食対策事業		地区名等	烏沢海岸	市町村名	むつ市	
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input checked="" type="radio"/> 交付金 <input type="radio"/> 県単独		財源・負担区分	<input checked="" type="radio"/> 国 50% <input checked="" type="radio"/> 県 50% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %			
採択年度	昭和 60 年度 ( 用地着手 平成 年度 / 工事着手 昭和 60 年度 )						
終了予定年度	平成 40 年度 ( 平成 30 年 3 月 工期変更 ( 前回評価時 平成 30 年度 ) )						
事業目的	烏沢海岸は、下北八戸沿岸の下北半島北岸部に位置し、背後には人家、資産が集積するとともに、広域的な幹線道路である国道279号がひかえている。当海岸は津軽海峡に面しており、平成3年1月16日の低気圧通過に伴う波浪では、直立護岸8.3m破損、緩傾斜護岸10.3m破損等の甚大な被害をうけており、人々の生活が脅かされている。そこで、漁業の盛んな当地域環境に配慮した人工リーフを整備することで、安全で豊かな生活が営める海岸整備をするものである。						
主な内容	区 分		再評価時(4回目)	再評価時(5回目)	増 減		
	人工リーフ		11 基	11 基	0 基		
				0	0 0		
				0	0 0		
				0	0 0		
事業費	○前回再評価時総事業費 <u>9,576</u> 百万円 (単位：百万円)						
		~27年度	28年度	29年度	30年度	小 計	31年度~ 合 計
	計 画	5,429	319	319	319	① 6,386	3,190 9,576
	(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	② ( 0 )	( ) ( 0 )
	〈 年 月変更〉						
実 績	4,978	180	320	200	③ 5,678	3,898 ⑤ 9,576	
(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	④ ( 0 )	( ) ⑥ ( 0 )	

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

A ・ (B) ・ C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合 (うち用地費)		59.3% [③/⑤] ( )% [④/⑥]	88.9% [③/①] ( )% [④/②]
	主要工種 毎割合 (事業費)	人工リーフ (9,312百万円)	57.0%	73.7%
		( 百万円)	%	%
	( 百万円)	%	%	
説 明	・平成21年度までに暫定断面(幅25m)での人工リーフ整備を完了し、平成29年度末で11基中3基について全断面(幅50m)での整備を完了させる等、順調に事業の進捗が図られている。 ・平成24年度以降、県内の海岸事業予算(防災・安全交付金、当初予算)が、従前の6割程度の水準で推移していることから、事業期間の延長(H30→H40)により、事業を完成させる見込みである。			
問題点・解決見込み	・近年の海岸事業の予算規模から、事業期間の延長が必要となるものの、その他の阻害要因はない。			
事業効果発現状況	越波により浸水被害が生じる恐れのある区間から優先的に、完成断面で人工リーフを整備したことにより、景観を損なうことなく前浜の安定化が進み、越波被害の軽減が図られている。 また、人工リーフ整備により新たな藻場が創出されており、二酸化炭素の吸収など環境面での効果や、水産資源の生産の場としての効果が期待される。			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	<b>【全国の評価】</b> 高潮・波浪等の被害、及び全国的に顕在化している海岸侵食から海岸を防護することに加え、環境・利用の調和のとれた海岸の形成を図る。	<b>【県内の評価】</b> 県内の海岸線は延長796kmで、その内整備を要する約213kmの整備率は67.4%と全国平均の64.8%に対しやや上回る水準にあるものの、整備水準としてはまだ充分ではなく、今後とも整備率向上のため海岸保全の施設整備事業を推進していく必要がある。
	当地区における評価	平成以降において、平成3年1月16日の風浪、平成5年1月28日の風浪、平成6年2月21日の風浪、及び平成18年10月6～8日の風浪による越波により、未施工区域で被害が発生していることから海岸保全施設の早期完成が必要である。	
必要性	海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする海岸法第5条に定められていることから、県が実施主体となる必要がある。 当海岸は、以前からかなりの前浜幅を有する海岸であったが、海岸周辺の構造物設置に伴い沿岸漂砂が遮断され、経年的に前浜の侵食が著しい状況にある。そのため、背後の保全人口527人、住宅地46ha等への越波を防止するための施設整備として人工リーフを設置する。		a . b
適時性	当沿岸では、背後への越波・高潮被害を受けており、昭和61年から平成11年までの観測では、年平均2mずつ汀線が後退していた。平成22年度以降に完成断面で整備した区間では、汀線が前進傾向にあり、暫定断面区間では後退傾向にある。		a . b
地元の推進体制等	平成14年12月の地域住民との海岸についての懇談会で、早期に事業を完成することを地元住民及び市から要望されている。 また、下北総合開発期成同盟会より、重点要望項目として毎年要望されている。		a . b
効率性	海岸線に並行している国道279号を、侵食、及び高潮被害から防護している。		

(3) 費用対効果分析の要因変化

A・(B)・C

区分	主な項目	再評価時(4回目)	再評価時(5回目)	増減
費用項目 (C)	(1) 建設費	10,741 百万円	12,040 百万円	1,299 百万円
	(2) 維持管理	774 百万円	653 百万円	△ 121 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	11,515 百万円	12,693 百万円	1,178 百万円
便益項目 (B)	(1) 資産被害の軽減効果	103,843 百万円	87,773 百万円	△ 16,070 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	103,843 百万円	87,773 百万円	△ 16,070 百万円
B / C		9.02	6.92	
費用対効果分析 (B/C)	<b>【費用対効果分析手法】</b> (分析手法、根拠マニュアル等) ・海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)平成16年6月 ・治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月1日付け国河計調第2号) ・各種資産評価単価及びデフレーター 平成30年2月改正			a . b
計画時との比較	<b>【計画時との比較における要因変化】</b> B/Cが減少した主な要因は建設費用の増(評価基準年の見直しに伴う増)及び便益項目の減(各種資産評価単価及び事業期間の見直しに伴う減)によるものである。			a . (b)

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	<b>【コスト縮減の検討状況】</b> 人工リーフの施工において、漁業関係者と施工時期の調整を図り、捨石投入を夏場の稼働日数の高い期間に設定してコスト縮減を図っている。	(a)・b
代替案	<b>【代替案の検討状況】</b> 当海岸は、下北半島の重要な観光路線となっている国道279号添いに人家が密集しており、高波浪時には度々越波被害を生じている。 このため、台風や低気圧等の高波浪時の越波から背後地を防護することを目的に、消波工、離岸堤工、人工リーフ工などの工法を検討した結果、沖合で波浪を砕波することで波の遡上を抑え、水面下に構造体が構築されることから海域の景観にも影響を与えない人工リーフ工で実施している。	(a)・b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	<b>【住民ニーズの把握方法】</b> ・市町村海岸担当者及び住民アンケート ・地域住民との懇談会及び市町村からの意見聴取	<b>【住民ニーズ・意見】</b> 安全で安心できる防災事業と共に利用にも配慮した事業を望んでいる。	(a)・b
環境影響への配慮	<b>【開発事業等における環境配慮指針への対応】</b> (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ○ 農林地等の緑地や植生の改変 ○ 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の改変 ● 海域の改変 ● 建設機械の稼働 ○ 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道), 雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ● 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 ・施工時は周辺の水質汚濁防止に配慮し、また、漁期の施工は極力避けるようにしている。		(a)・b
地域の立地特性	(地域指定) むつ市：下北半島振興地域 (災害の記録) 平成3年2月発生 波浪 一部破損48戸、平成18年10月発生 波浪 一部破損2戸 (危険箇所情報) なし		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
評価理由	事業の進捗状況と費用対効果分析の要因変化が「B」評価であるものの、大きな阻害要因がなく、費用対効果(B/C)も依然1.0以上を確保していることから、海岸侵食を防止し高波浪災害から沿岸住民の生命財産を守る本事業の対応方針を「継続」とした。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	● 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)